○桑名市こどもの権利擁護委員会規則

令和８年10月15日
規則第52号

（趣旨）

第１条　この規則は、桑名市こどもの権利条例（令和６年桑名市条例第39号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、こどもの権利を擁護する機関として設置する桑名市こどもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（擁護委員会の組織）

第３条　擁護委員会は、委員３人以内で組織する。

２　委員は、こどもの権利について識見のある者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（解嘱）

第４条　市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

（兼職等の禁止）

第５条　委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

２　委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（委員長）

第６条　委員のうちから委員長１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第７条　擁護委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

２　擁護委員会は、委員の過半数が出席（オンラインによる出席を含む。以下同じ。）しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（権利相談員等）

第８条　条例第23条第３項に掲げる擁護委員会の職務の遂行を補助するため、こどもの権利相談員及びこどもの権利調査員（以下「権利相談員等」という。）を市民環境部桑名市人権センターに置くものとする。

２　権利相談員等は、相談があった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(1)　市内に住所を有するこどもに係る事項

(2)　市外に住所を有するこどもに係る事項であって、申立ての原因となった事実が市内で生じたもの

（救済の申立て）

第９条　何人も、擁護委員会に対し、こどもの権利侵害に関する救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

２　申立ては、権利相談員等を通じて擁護委員会にこどもの権利侵害に関する救済を求める申立書（様式第１号）を提出することにより行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、申立ては、口頭によることができる。この場合において、権利相談員等は、当該申立ての内容を聞き取り、こどもの権利侵害に関する救済を求める口頭申立記録書（様式第２号）に記録して、当該申立てをした者に内容を確認するものとする。

（調査等）

第１０条　擁護委員会及び権利相談員等は、前条に規定する申立てがあった場合は、その申立てに関して調査及び調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。ただし、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1)　内容に重大な偽りがあるとき。

(2)　判決、裁決等により確定した権利関係に関するものであるとき。

(3)　裁判所において係争中の権利関係又は行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するものであるとき。

(4)　議会に請願又は陳情を行っているものであるとき。

(5)　条例第23条第３項に規定する擁護委員会の職務に関するものであるとき。

(6)　具体的な権利侵害を含まないものであるとき。

(7)　次項の同意が得られないとき（同項ただし書の規定に該当するときを除く。）。

(8)　その他擁護委員会が適当でないと認めるとき。

２　擁護委員会は、前条の規定により申立てをした者（以下「申立人」という。）が救済を求める本人又はその保護者（以下「本人又は保護者」という。）以外の者である場合は、調査等に当たり、こどもの権利侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等開始に関する同意書（様式第３号。第５項において「調査等開始同意書」という。）により本人又は保護者から同意を得なければならない。ただし、救済を求める本人が置かれている状況を考慮し、擁護委員会がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　擁護委員会は、第１項本文の規定により調査等を行う場合は、こどもの権利侵害に関する救済を求める申立てについての調査等通知書（様式第４号）により申立人（申立人が本人又は保護者以外の者である場合は、申立人及び本人又は保護者。以下「申立人等」という。）に通知するものとする。

４　擁護委員会は、第１項ただし書の規定により調査等を行わない場合は、こどもの権利侵害に関する救済を求める申立人等への通知書（様式第５号）により、理由を付して当該申立てに係る申立人等に速やかに通知するものとする。

５　擁護委員会は、調査等のため必要があると認める場合は、申立人等からこどもの権利侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等についての同意書（様式第６号）（申立人が本人又は保護者以外の者である場合は、調査等開始同意書）の提出を受け、関係する市の機関その他の者に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

６　擁護委員会は、調査等のため必要があると認める場合は、専門的及び技術的なことについて、予算の定める範囲内で専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、擁護委員会は、依頼したことの秘密の保持に必要な措置をとらなければならない。

（身分証明書）

第１１条　擁護委員会の委員は、調査等を行う場合は、身分証明書（様式第７号）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（調査等の中止）

第１２条　擁護委員会は、調査等を開始した後においても、第10条第１項各号のいずれかに該当すると認める場合は、調査等の打切りをすることができる。

２　擁護委員会は、調査等の打切りをした場合は、第10条第４項に準じ、通知するものとする。

（勧告及び報告要求）

第１３条　条例第23条第３項第２号の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、こどもの権利の救済のための勧告・要請通知書（様式第８号）により行うものとする。

２　擁護委員会は、調査等を終了したときは、こどもの権利侵害に関する救済を求める申立てに関する結果通知書（様式第９号）により当該調査等に係る申立人等に通知するものとする。この場合において、勧告を行ったときは、その概要を合わせて記載するものとする。

３　条例第23条第３項第３号の規定による報告要求は、こどもの権利侵害に関する是正措置又は制度

の改善の状況の報告依頼書（様式第10号）によるものとする。

（通知の方法）

第１４条　第10条第３項及び第４項並びに第12条第２項の規定による通知（以下この条において「通知等」という。）は、申立人等が申立人等への通知等以外の通知方法を希望した場合で、その通知方法が申立人等にとって最も適切であると擁護委員会が判断したときは、当該申立人等が希望する通知方法により行うことができる。

（事務局）

第１５条　擁護委員会の事務局は、市民環境部人権政策課に置く。

（その他）

第１６条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。

様式第１号（第９条関係）

こどもの権利侵害に関する救済を求める申立書

年　月　日

桑名市こどもの権利擁護委員会 様

（申立人）氏名
住所
電話番号

桑名市こどもの権利擁護委員会規則第９条第２項の規定により、次のとおりこどもの権利の侵害に関する救済の申立てをします。

１　救済を必要とするこども 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢・学年＿＿＿＿＿＿＿＿　学校名等＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 連絡先（Tel・FAX・E-mail）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２　申立人と救済を必要とするこどもとの関係
３　他の機関への相談・申立て等の有無 □　なし □　あり（機関名等　　）
４　添付資料 □　なし □　あり（別添　　枚）
５　申立ての原因となる権利の侵害があった日
６　申立ての原因となる権利の侵害があった場所
７　申立ての趣旨
８　申立ての理由となった権利の侵害の内容
９　その他参考となる事項

様式第２号（第９条関係）

年　月　日

こどもの権利侵害に関する救済を求める口頭申立記録書

１　救済を必要とするこども 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢・学年＿＿＿＿＿＿＿＿　学校名等＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 連絡先（Tel・FAX・E-mail）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２　申立人と救済を必要とするこどもとの関係
３　他の機関への相談・申立て等の有無 □　なし □　あり（機関名等　　）
４　添付資料 □　なし □　あり（別添　　枚）
５　申立ての原因となる権利の侵害があった日
６　申立ての原因となる権利の侵害があった場所
７　申立ての趣旨
８　申立ての理由となった権利の侵害の内容
９　その他参考となる事項

様式第３号（第10条関係）

こどもの権利侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等開始に関する同意書

桑名市こどもの権利擁護委員会　様

桑名市こどもの権利擁護委員会規則第９条第２項又は第３項に規定する救済の申立てにより、桑名市こどもの権利擁護委員会が、救済を求める本人（氏名：　　）に関する救済の申立てに係る調査及び調整（以下「調査等」という。）を行うことに同意します。

なお、当該調査等において必要な範囲で、下記の者から救済を求める本人の個人情報の提供を受け、これを取得することに同意します。

記

□　桑名市教育委員会

□　桑名市　　部　　課

□　その他（　　）

年　月　日

＜同意者＞

□　救済を求める本人
□　救済を求める本人の保護者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第４号（第10条関係）

こどもの権利侵害に関する救済を求める申立てについての調査等通知書

年　月　日

様

桑名市こどもの権利擁護委員会

桑名市こどもの権利擁護委員会規則第10条第３項の規定により、下記のとおり調査及び調整を開始することを通知します。

記

１　申立て内容

２　調査及び調整の内容

様式第５号（第10条関係）

こどもの権利侵害に関する救済を求める申立人等への通知書

年　月　日

様

桑名市こどもの権利擁護委員会

年　月　日付けで申立てのありました事項について、桑名市こどもの権利擁護委員会規則（第10条第４項・第12条第２項）の規定により下記のとおり通知します。

記

１　通知事項

２　通知の理由

様式第６号（第10条関係）

こどもの権利侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等についての同意書

桑名市こどもの権利擁護委員会　様

桑名市こどもの権利擁護委員会規則第10条第１項の規定による調査及び調整（以下「調査等」という。）に当たり、桑名市こどもの権利擁護委員会が、救済を求める本人（氏名：　　）に関する救済の申立てに係る調査等において必要な範囲で、下記の者から救済を求める本人の個人情報の提供を受け、これを取得することに同意します。

記

□　桑名市教育委員会

□　桑名市　　部　　課

□　その他（　　）

年　月　日

＜本人又は保護者＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第７号（第11条関係）

（表）

第　　号

写真

桑名市こどもの権利擁護委員会
擁護委員
氏　　名：
生年月日：　　年　月　日生

上記の者は、桑名市こどもの権利擁護委員会規則第３条第２項の規定により委嘱された桑名市こどもの権利擁護委員会の委員であることを証明します。

なお、本証の有効期限は、　年　月　日までとします。

年　月　日発行

三重県桑名市長　　印

（裏）

（注意事項）

１　この証明書は、桑名市こどもの権利擁護委員会規則第10条第１項に規定する調査等を行う場合には、必ず携帯しなければならない。

２　関係者からの請求があった場合は、この証明書を提示しなければならない。

３　この証明書は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第８号（第13条関係）

こどもの権利の救済のための勧告・要請通知書

年　月　日

様

桑名市こどもの権利擁護委員会

桑名市こどもの権利擁護委員会規則第13条第１項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　通知事項

２　通知内容

様式第９号（第13条関係）

こどもの権利侵害に関する救済を求める申立てに関する結果通知書

年　月　日

様

桑名市こどもの権利擁護委員会

年　月　日付けで申立てのありました事項について、桑名市こどもの権利擁護委員会規則第13条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　通知事項

２　結果の概要

様式第10号（第13条関係）

こどもの権利侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告依頼書

年　月　日

様

桑名市こどもの権利擁護委員会

年　月　日付けでこどもの権利の救済のための勧告・要請通知書により通知した内容について、是正措置又は制度の改善の状況を下記のとおり報告してください。

記

１　通知事項

２　報告期限

年　月　日